

神奈川県有料老人ホームの事故報告について

1 事故報告の目安

有料老人ホームの設置者は、施設で発生した事故等の発生要因や再発防止策を検討することにより、以後の事故等の発生を未然に防止し、利用者に対するサービスの質の向上及び運営の適正化を図るよう努めなければなりません。

神奈川県では、神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、有料老人ホームで発生した事故について本県への報告を求めています。下記 3（1）のとおり、本県への報告対象は住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームのみとします。介護付有料老人ホームは、施設所在の市町村及び入居者の介護保険者（市町村）に対し、それぞれの定めに基づき報告してください。

住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームに係る報告の目安は次のとおりです。

＜県への事故報告の対象及び報告方法＞

No	事故の区分	報告対象	県への報告方法
1	骨折・打撲・捻挫・脱臼	医療機関での受診を要したものについて報告	電子申請又は郵送 身元引受人等とトラブルになる可能性がある事故については電話連絡も 願います。
2	切傷・擦過傷		
3	やけど		
4	異食・誤えん、窒息		
5	その他（体調異変など）（※１）		
6	誤薬	すべて報告	
7	溺水		
8	食中毒及び感染症・結核（※２）	基準（※２）に従って報告	電話連絡 ＋ 電子申請又は郵送
9	火災事故	すべて報告	
10	地震等の自然災害による住宅の滅失・損傷		
11	職員等の法令違反・不祥事		
12	その他重大事故（※３）		

★報告に当たっての留意点★

※ 1 「その他（体調異変など）」について

施設設備の不備や職員の不適切な対応により発生した事故で、医療機関での受診を要したものについて報告することを想定しています。

＜施設設備の不備の具体例＞

冷暖房設備が壊れていて熱中症になってしまい、医療機関での受診を要した場合等。

＜職員の不適切な対応の具体例＞

体調不良を訴えていたにもかかわらず職務の引継ぎがなかったことで見守りが十分に行われず体調悪化の発見が遅れた結果、医療機関での受診を要した場合等。

※ 2 「食中毒・感染症」について

食中毒及び感染症については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付け厚生労働省健康医療局局長等連名通知）に基づき、以下の基準に該当する場合に報告してください。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
※3 「その他重大事故」について 「死亡に至った場合（病気の場合であっても死因に疑義が生じる可能性がある場合）」「施設から無断で離れてしまうこと（離設）」などを想定しています。

★住宅型有料老人ホームの場合★

訪問介護等の外部の介護保険サービス提供時間中に起きた事故については、原則として有料老人ホームからの報告は不要ですが、施設として不適切な対応があった場合や、身元引受人等とトラブルの可能性がある場合は電話連絡＋電子申請又は郵送の報告をお願いします。

なお、食中毒・感染症等の「電話連絡＋郵送」が必要な事故については、外部の介護保険サービス提供時間中かどうかに関わらず、すべて報告が必要です。

なお、報告後も事故が継続している場合には、適宜報告を行ってください。

2 事故の対応について

万一事故が発生したときは、迅速、適切、的確な事後対応に努めるとともに、次の内容をご確認の上、必要な対応・報告を行ってください。

① 事故発生時の対応

- ア 状況に応じて連絡が必要な機関等への連絡
- イ 入居者の様態、状況を確認しながら必要な救命処置等や緊急搬送の受入準備をし、搬送に同行する。その他必要な対応を様態・状況に応じて行う。

② 状況に応じて連絡が必要な機関等

- ア 施設（管理者、看護職員、他に連絡が必要な職員、本部等）
- イ 病院等（協力医療機関、消防署への緊急搬送要請、警察署等）
- ウ 家族等（家族、身元引受人等）
- エ 行政（保健所、所在・保険者市町村、神奈川県）

③ 事故発生後の対応

- ア 事故の内容については記録を作成し職員間で事故の内容について再発防止策の検討を行い、介護サービスの向上や施設の対応方法の見直しに活用し施設のサービス向上、事故の防止に向けた対応の検討をする。
- イ 家族等に対して必要な連絡や手続き、報告などを欠かさず行う。

<事故の防止に向けた対応>

- ・事故が発生した場合の対応及び事故発生時の家族等への報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

<再発防止に向けた対応>

- ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、改善策について職員に周知徹底する体制を整備すること。
- ・再発防止に係る検証について、記録を保存するとともに、運営懇談会において報告すること。

3 報告について

(1) 報告

ア 介護付有料老人ホーム

ホーム所在の市町村及び入居者の介護保険者それぞれの定めに基づき、各市町村に報告してください。詳細は、次のURLリンク先（介護情報サービスかながわ）の「介護保険事業者の事故報告書の提出方法」を御確認ください。

【参照先URL】

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=22&id=597>

イ 住宅型有料老人ホーム・健康型有料老人ホーム

次のURLリンク先（神奈川県ホームページ）の「有料老人ホームの運営について」に事故報告書の参考様式を掲載していますので、必要に応じてこれを御活用の上で御提出ください。

【参照先URL】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6968/2020042103.html>

(2) 報告先

有料老人ホーム		報 告 先
所在地	類型	
横浜市、川崎市 相模原市、横須賀市	介護付	所在地の市 入居者の介護保険者
	住宅型	所在地の市
上記以外の市町村	介護付	所在地の市町村 入居者の介護保険者
	住宅型	神奈川県※

※神奈川県「高齢福祉課 保健・居住施設グループ」あてに報告してください。

※【参照】神奈川県ホームページ「有料老人ホームの運営について」（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6968/2020042103.html>）